

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続税編

**Q** 私は、非上場企業を経営しており、当社の株式はすべて私が保有しています。妻、長男、次男の4人家族ですが、当社の経営権をいずれば長男に譲るつもりで、保有している株式のすべても譲ることを考えています。私の財産は自社株式がほとんどを占めるため、これを長男にすべて譲るとすると、将来、遺産分割を巡り争いが生じないか心配しています。後継者となる長男に自社株式のすべてを譲ることを前提とした場合、良い方法はありませんか。なお、現在のところ、次男は今後も当社には関与しない予定で、長男に株式全てを譲り、当社の事業を承継させることについては妻も次男も納得しています。

**A** 相続が発生した場合、民法では被相続人が一定の血縁関係にある者に最低限の取り分が認められています。被相続人が遺言などにより自分の財産を自由に処分できるのは当然のようにも考えられますが、遺族の生活保障や相続人間の平等を確保するためにこのような制度があり、この最低限の保障が「遺留分」です。遺留分の計算の基礎となる金額には、相続人への生計の資本としての贈与などの金額も含まれます。

「質問のケースのように、財産の大半が自社株式や事業用資産である場合

小谷野幹雄 (こやの・みきお)  
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA  
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。  
ホームページアドレス  
<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>

式が遺留分減殺請求の対象になりません。

**②固定合意**  
後継者が、非後継者との合意により、経営者である被相続人から生前贈与等された自社株式について、遺留分算定の基礎財産に算入する価額を合意時点の価額とすることが出来ます。これにより、後継者は、将来の株式価値上昇による遺留分の増大を懸念する必要がなくなり、事業へ注力することが出来ます。この固定合意の際には、その価額が合意の時ににおける価額として適正なものであるという公認会計士等の専門家の証明が必要となります。また、遺留分算定上で算入する価額が合意時点の価額で固定されるので、株式価値が下落した場合には、後継者にとっては逆に遺留分算定上不利となります。従って、後継者が、非後継者との合意により、経営者である被相続人から生前贈与等された自社株式につき遺留分算定の基礎財産に含めないことが出来ます。これにより、自社株式が遺留分減殺請求の対象になりません。

**③付随合意**  
①と②の合意に併せて、後継者と非後継者との間のバランスを取るために、非後継者が生前贈与等により取得した財産につき、遺留分算定の基礎財産に含めないことが出来ます。

**(2) 適用を受けるための主な要件**  
適用を受けるためには、それぞれ次の要件を満たす必要があります。

①会社・非上場の中小企業であり、合意時点で3年以上継続して事業を行っていること

②経営者・会社の代表者であった者(合意時点での代表者である者を含む)

③後継者・経営者の推定相続人のうち、経営者から自社株式の贈与等を受け、会社の議決権の過半数を保有している者であり、かつ、合意時点で会社の代表者である者

民法特例は、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要ですが、後継者のみが単独で手続きを行うことが出来ます。非後継者の事務的負担を少なく進められます。また、推定相続人全員の合意を前提としているので、非後継者間で不公平となることは生じません。

適用にあたっては相続人全員の合意が必要であることがハードルになっており、適用実績件数は多くありません。また、制度の認知度が低いことも件数が伸びていない原因となっているかもしれません。ただ、適用要件や状況が整う場合に適切に活用すれば、事業承継を円滑に進めるための有効な方法にもなり得ますので、事業承継の進め方の1つとして検討ください。

とが考えられます(※)。

(※)ほかの対応策として、非後継者が遺留分の事前放棄をするということも考えられますが、非後継者である各相続人が自分で家庭裁判所へ申立てをしなければならず、また家庭裁判所による許可・不許可の判断が均一でない可能性などもあり、利用しにくい現状です。

**(1) 民法特例の概要**

①除外合意  
後継者が、非後継者との合意により、経営者である被相続人から生前贈与等された自社株式につき遺留分算定の基礎財産に含めないことが出来ます。これにより、自社株式が遺留分減殺請求の対象になりません。